

薬剤耐性菌に関するワーキンググループの設置について (平成27年9月29日 食品安全委員会決定)

1 薬剤耐性菌に関するワーキンググループの趣旨及び設置

平成15年12月8日付で農林水産省が食品安全委員会に意見を求めてきた薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価については、肥料・飼料等専門調査会及び微生物・ウイルス専門調査会の合同専門調査会（肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ））において調査審議を行ってきたところである。

これまで、肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会においては、評価結果について両方の専門調査会の了解を得ることとしてきたが、近年、動物由来の薬剤耐性菌による人への影響に対する関心や懸念が高まっている中、これらの評価対象物質の調査審議をより迅速かつ効率的に行うことが重要となっている。

このため、肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）については、食品安全委員会に設置するとともに、「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）」に名称を変更する。これに伴い、肥料・飼料等専門調査会及び微生物・ウイルス専門調査会においては、WGの所掌事務に係る事項の調査審議は行わないこととする。

2 所掌事務

WGは、飼料添加物又は動物用医薬品として使用される抗菌性物質によって選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行う。

3 構成及び運営

- (1) WGは、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- (2) WGに座長を置き、WGに属する専門委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、WGの事務を掌理する。
- (4) 座長に事故があるときは、WGの構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) WGの議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した専門委員の氏名
 - ③ 議題となった事項
 - ④ 審議経過
 - ⑤ 審議結果
- (6) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、WGの会議を招集し、その議長となる。
- (7) 委員は、WGに出席することができる。
- (8) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。
- (9) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (10) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (11) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

4 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

5 施行日

平成27年10月1日から施行する。